2007年3月31日全面改訂

医療機器製造販売届出番号:11B3X00018070007

類別及び一般的名称:機械器具(60) 歯科技工用電気エンジン

一般医療機器(JMDNコード: 38611000)

販売名 : ハンドエンジン　FX

【禁忌・禁止】

1．本製品は使用目的以外に使用しないこと。[誤った使用方法は本品の破損を招く恐れがあるため]
2．本製品の加工、改造等は絶対に行わない事。[本来の特性が維持できなくなり、故障・破損の原因となるため]
3．本製品の使用にあたりこの添付文書を事前に十分に理解すること。

【形状・構造等】

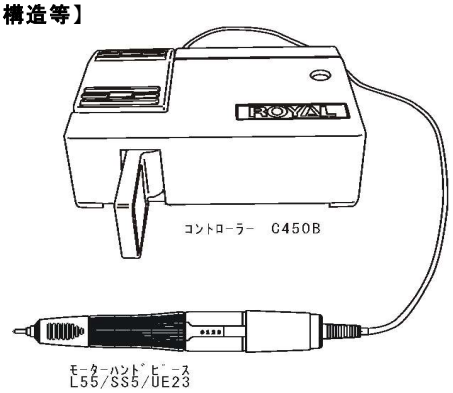

【性能・使用目的・効能又は効果】

1．使用目的
　技工切削、研磨作業
2．性能
　電源入力：100V(50/60Hz)
　電源出力：DC2.5～30V(30VA)
　回転速度：2,500～28,000rpm(L55)
　　3,000～35,000rpm(UE23)
　　4,000～45,000rpm(SS5)

【使用上の注意】

1．作業する前に必ず、試運転を行うこと。その際、最低速から徐々に回転を上げて異常音や芯ブレ等がないか確かめること。
2．湿気の多い場所、濡れた場所、雨中等での使用は感電の恐れがあるため、使用しないこと。
3．可燃性雰囲気内では使用しないこと。
4．バー、ポイント類は規格品を使用すること。また、それらの指定する回転速度以下で使用すること。
5．バー、ポイント類の軸が曲がったり、錆びたり擦り減っているものは非常に危険です。絶対使用しないこと。
6．本品の改造による使用は、安全、性能を損ないます。絶対しないこと。
7．作業は身軽な服装で行うこと。袖口の開いたものや、手袋の着用、長い毛髪は巻き込まれる恐れがあり危険です。
8．目や口等に切削粉塵が入らないように、安全眼鏡や保護マスクを使用すること。
9．チャックを開いた状態での、スイッチオンは絶対しないこと。コントローラやモーターハンドピースの故障の原因となります。
10．モーターの回転中はバーの着脱操作を絶対にしないこと。
11．過負荷切削、研磨はモータの焼損やバー及びポイント類の損傷による事故の原因になるため、行わないこと。
12．バー、ポイント類の交換は回転が停止したことを確認してから行うこと。
13．モーターハンドピースの冷却孔は塞がないこと。
14．モーターハンドピースに圧搾空気（エアー）を吹き付けないこと。
15．締め付け力の弱くなったコレットチャックは危険です。使用しないこと。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

1．使用後、又は保管する時は、テストバーを装着しテストバーを締めた状態にすること。テストバーを装着せずに絞めた状態にするとバー、ポイント等が装着出来なくなる恐れがあります。
2．使用後は切削粉を刷毛や乾いた布を使って取り除くこと。
3．汚れがひどいときは、少量のアルコールを浸した柔らかい布で軽く拭きとること。その際モータ内に液が入らなぬように注意すること。
4．水のかからない場所に保管すること。
5．化学薬品の保管場所やガスの発生する場所に保管しないこと。

【保守・点検に係る事項】

1．使用後は、次回の使用に備えて、異常な箇所がないことを確認すること。
2．いつも安全且つ快適に使用するために定期点検を行うこと。
3．保守部品の保有期間は製造中止後１０年とする。

【製造業者の名称及び住所等】

製造販売業者名　：浦和工業株式会社
住　所　　：埼玉県久喜市河原井町１２
ＴＥＬ　　：０４８０－２４－１７５１
ＦＡＸ　　：０４８０－２２－０９１５

取扱説明書を必ずご参照下さい。